



道路上の支障木の適正な管理について

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

車道や歩道の通行に支障となっている樹木や草等が原因で事故が発生した場合は、その土地の所有者が責任を問われる場合があります。これらの私有地から道路上にはみ出ている草木等は緊急時を除き、町で伐採や枝払い等はできません。また、令和5年4月1日より民法改正されましたが、土地の所有者に切除していただくという原則は変わりません。安全かつ安心して道路を利用できるよう、適正な管理をお願い致します。

令和5・6年度入札参加資格審査申請受付

問 財政課 公有財産係 (内線 1202)

- 受付期間 11月15日(水)～12月15日(金)
- 申請区分 ①建設工事、②製造の請負(工事に係る資材販売含む)、③業務委託(測量・調査・設計・清掃・管理等)、④物品の購入・修繕
- 有効期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)
- 申請様式 川俣町ホームページからダウンロードするか、財政課公有財産係までお問い合わせください。
- 提出方法 原則郵送(当日消印有効)。申請書類は全てA4フラットファイルに綴り込み、返信用封筒(長3封筒、84円切手貼付)を同封して提出してください。

子育て

子育て支援課 幼児教育係 (内線 2303)
川俣町社会福祉協議会 (Tel 565-3761)

令和6年度かわまた認定子ども園児を募集

- 対象児 町内在住で平成30年4月2日以降に生まれた乳幼児。
 - ・1号認定(幼稚園的利用) 町内在住の3～5歳児
 - ・2号認定(保育園的利用) 町内在住の3～5歳児
 - ・3号認定(保育園的利用) 町内在住の0～2歳児
- ※2号・3号認定については、両親の就労などにより保育が必要であると認められた乳幼児
- ※保護者が産休・育休等を取得中または出産の予定があり、令和6年度途中から入園を希望される方も必ず申込期間中に申し込みください。
- 保育時間
 - ・1号認定(幼稚園的利用)
教育標準時間：午前8時30分から午後1時
預かり保育：午前7時から8時30分及び午後1時から7時
 - ・2号認定(保育園的利用・満3歳児以上)及び3号認定(保育園的利用・満3歳児未満)
保育標準時間：午前7時30分から午後6時30分のうち教育委員会が認める時間
延長保育：午前7時から7時30分及び午後6時30分から7時まで

■申し込み方法 入園している園児の保護者にはこども園を通じて申込書を配布しますので、こども園に提出してください。新入園児の保護者にはこども園又は幼児教育係で申込書を配布します。必要事項を記入のうえ、こども園又は幼児教育係まで申し込みください。なお、申込書等は町ホームページからダウンロードすることもできます。

■添付書類 保護者とその親族等(65歳以上を除く)について、「保護者の区分」を確認のうえ、必要書類を添付してください。

保護者の区分	必要書類
勤めている方・就職などが決まっている方	就労(内定)証明書
自営業・農業を営んでいる方	自営業・農業申立書
病気等や病人看護の理由で申請する方	申立書(就労・就学以外)
65歳未満の親族	保育の利用を必要とする自己申告書

■受付期間 11月1日(水)から11月30日(木)

■利用料

- ・3歳児以上 無料(預かり保育、教材費等は別に必要)
- ・3歳児未満 保護者の市町村民税課税額により決定(教材費等は別に必要)

■給食 給食費は令和5年度から無償化(町で助成)しています(川俣在住の園児に限る)。

■その他

- ①面接等については別途お知らせします。
- ②入園希望者が定員を上回った場合は、入園選定基準に基づき家庭での保育がより困難であると認められる乳幼児を優先し入園を決定します。
- ③近年、入園希望者が増加しており、特に申込期間を過ぎてからの入園申し込みについては、令和6年度内の調整が困難となる可能性があります。今後生まれる予定のお子さんも含め、入園希望がある方については、必ず申込期間中に申し込みください。

令和6年度山木屋幼稚園児を募集

- 対象児 町内在住の4歳児、5歳児
- 申し込み方法 「入園願書」等の申込書類は幼児教育係で配布します。入園願書等に必要事項を記入、押印のうえ、幼児教育係に提出してください。なお、入園願書等はホームページからダウンロードすることもできます。
- 受付期間 11月6日(月)～17日(金)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 保育料(月額)
令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、通常保育に係る保育料は0円です。
※教材費、保育用具費等は別に必要となります。



暮らし

町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

- 募集期間 11月1日(水)～11月15日(水)
 - 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 - 対象住宅と戸数
 - ①飯坂団地(飯坂字北古堂道内) 2戸
 - ②小綱木団地(小綱木字反田) 2戸
 - ③壁沢団地1号棟(字壁沢) 13戸(3～5階)
 - ④壁沢住宅2号棟(字壁沢) 10戸(1・2・4・5階)
 - ⑤ふもとがわ団地1号棟(大字鶴沢字笛田) 8戸(2～5階)
 - ⑥ふもとがわ団地2号棟(大字鶴沢字笛田) 9戸(2～5階)
 - ⑦賤ノ田団地(字賤ノ田) 7戸(2～5階)
 - ⑧新中町団地(字新中町、字川原田)4戸(2戸1棟建てタイプ)

※壁沢住宅2号棟については、UIターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは係までご相談ください。
 ※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。
 - 間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
 - 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください)。
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員です)。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
 - 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります(別途、共益費等がかかります)。
 - 駐車場 原則1戸に1台(家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し)
- ※新中町団地については、入居者名義2台まで

木造住宅耐震診断希望募集

問 建設水道課 建設係 (内線 1602)

- 町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、耐震診断者を派遣します。
- 募集戸数 2戸(窓口受付順)
 - 受付期間 11月1日(水)～11月30日(木)
 - 対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で所有者が自ら居住する専用住宅または、併用住宅(延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供するもの)
 - 個人負担 住宅の規模により、6,000円から9,000円の自己負担があります。※通常調査には約20万円の費用が掛かりますが、そのほとんどが国県町の負担となります。
 - 成果品 耐震診断結果、補強計画および住宅平面図※結果によっては、耐震改修補助金制度を利用することができます。※税、その他の使用料等の未納がないこと。

復興公営住宅入居者募集

問 福島県復興公営住宅入居支援センター (Tel 522-3320)

- 募集期間 12月1日(金)～12月11日(月)
 - 対象住宅と戸数 募集团地の詳細は、福島県復興公営住宅入居支援センターホームページ(右記QRコード)でお知らせします。
 - 対象者
 - ・東日本大震災の地震・津波被災者
 - ・避難指示区域等から避難されている方
 - ・平成23年3月11日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
 - ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方
 - ・比較的所得が低く、県営住宅の入居資格を備えている方(入居率が80%以下の団地に限る)
- ※住宅に困窮していることが要件となります。



令和5年住生活総合調査にご協力ください

問 建設水道課 建設係 (内線 1602)

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を選び、全国で約10.8万世帯が対象となっています。

対象世帯には11月下旬から郵送により調査票が配布されますので、オンラインまたは郵送による回答へのご協力をお願いします。

羽山の森美術館

福沢人の絆展
11月19日(日)まで

「文化団体作品展」
11月24日(金)から12月10日(日)

羽山の森美術館 Tel 566-3367
午前10時～午後4時 月曜休館(祝日の場合は翌日)